

厚木市国民健康保険運営協議会委員委嘱式及び令和4年度第2回会議次第

日 時：令和4年11月17日（木）  
午後3時から  
場 所：本庁舎3階特別会議室

1 委 嘱 式

(1) 委嘱状交付

(2) あいさつ

2 開 会

3 会長及び副会長の選出について【資料1】

4 案 件

(1) 厚木市国民健康保険事業の概要について【資料2-1、2-2】

(2) その他

・データヘルス計画について【資料3-1、3-2】

4 閉 会

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

昭和 33 年 12 月 27 日 政令第 362 号

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

## 第 3 条

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

- 第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 厚木市国民健康保険条例（抜粋）

昭和34年4月1日 条例第7号

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 4人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3）公益を代表する委員 4人
- （4）被用者保険等保険者を代表する委員 1人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で別に定める。

# 厚木市国民健康保険運営協議会規則

昭和 34 年 4 月 8 日 規則第 2 号

第 1 条 この規則は、厚木市国民健康保険条例第 3 条の規定に基づき国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 名をおく。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。会長は、事務を統理し会議の長として議事を整理する。

3 副会長は、会長の例によりこれを選挙する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 3 条 会議は会長が招集する。

2 会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

第 4 条 会議は、委員定数の 2 分の 1 以上出席しなければならない。

第 5 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第 6 条 会長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、会長及び会議に出席した 2 名以上の委員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写を添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

第 7 条 会長、副会長若しくは委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

第 8 条 この規則施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 34 年 1 月 1 日から適用する。

2 厚木市国民健康保険運営協議会条例(昭和 30 年 6 月厚木市条例第 25 号)は、廃止する。

## 附 則 (昭和 37 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 1 国民健康保険の運営

国民健康保険は、事業運営の主体である保険者が保険給付、保険料（税）の賦課徴収等の国保事業の経営を行う一方、国民健康保険の加入者である被保険者は、保険給付を受ける権利を有するとともに保険料（税）を納める義務を負っているという基本的関係を基礎に成り立っています。その基本的関係に医療給付を行う保険医療機関及び保険薬局、医療費の審査支払を行う国民健康保険団体連合会が介在します。

### (1) 保険者

国民健康保険を運営する主体をいい、（ア）都道府県と当該都道府県内の市町村及び特別区、（イ）法により特に設立を認められた公法人たる国民健康保険組合に限られています。

### (2) 被保険者

国民健康保険の加入者のことをいい、「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者」と「国民健康保険組合の被保険者」の2種類に分かれます。

「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者」は、都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の対象とならない者はすべて加入者となり、本人の意志にかかわらず法律上当然に被保険者となります（強制適用）。

### (3) 保険医療機関又は保険薬局

病院、診療所又は薬局のうち地方厚生局長の指定を受けて、保険診療又は保険調剤を行う機関をいいます。

被保険者は、保険医療機関等に被保険者証を提出し、給付を受けます。

### (4) 国民健康保険団体連合会及び診療報酬審査委員会

連合会は、保険者が共同して国民健康保険事業の目的を達成するために設立する団体で、その区域における保険者をもって会員とする公法人で、診療報酬の審査支払を主として、その他規約に定める諸事業を行います。

診療報酬審査委員会は、連合会内に置かれる診療報酬請求書の審査を行う機関であり、委員は都道府県知事が委嘱します。

### (5) 診療報酬

保険医療機関等が、療養の給付としての診療行為等を行った場合に、その対価として保険医療機関等に支払う費用をいいます。診療報酬は、医科・歯科・調剤の各点数表によって算定されます。

### (6) 国民健康保険審査会

被保険者が、保険者が行った保険給付に関する処分及び保険料等に関する処分に不服がある場合、審査請求を行うための機関で、都道府県に置かれます。

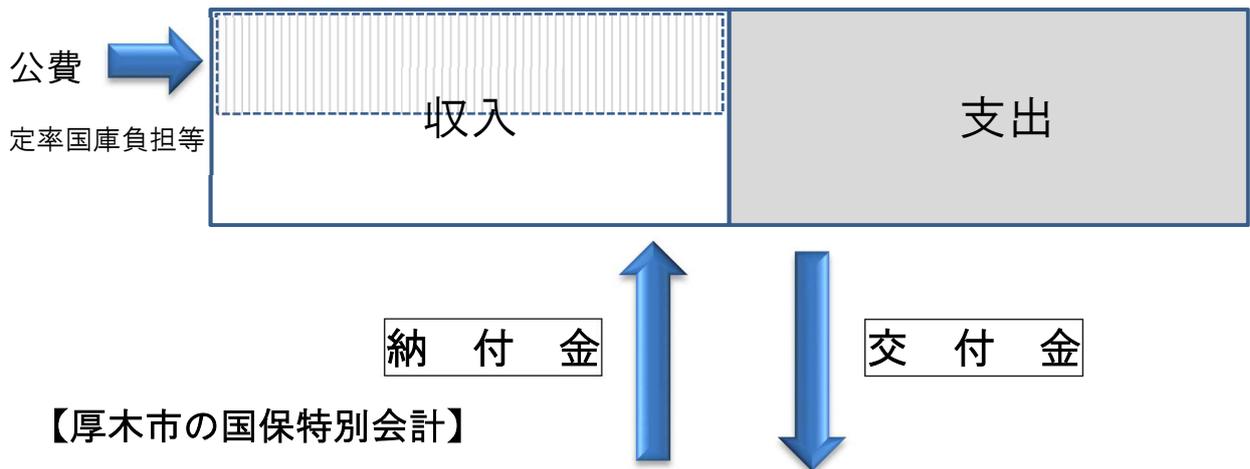
### (7) 国民健康保険運営協議会

国保事業の適正な運営を図るためには、国保の被保険者、国保の療養担当者、市町村の一般住民それぞれの利害を調整して、その運営が円滑に行われるようにする必要がありますことから、都道府県と市町村に必置機関として設置され、都道府県知事、市町村長の諮問機関として、国保事業の運営に関する重要事項を審議します。

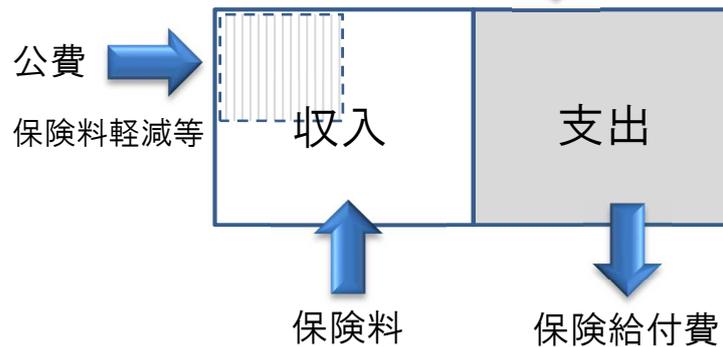
## 2 国民健康保険の財政（平成 30 年度以後）

- 都道府県が財政運営の主体となり、市町村ごとの納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

### 【神奈川県为国保特別会計】

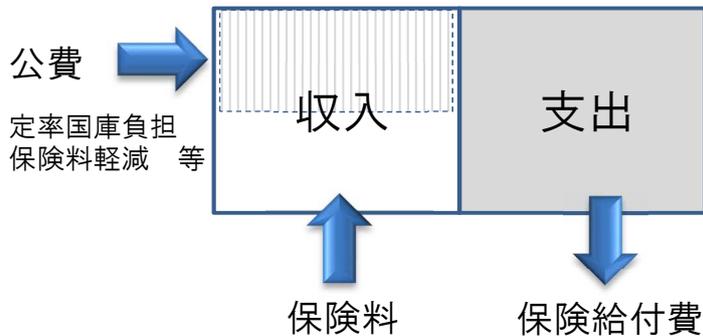


### 【厚木市の国保特別会計】



平成 29 年度まで（参考）

### 【厚木市の国保特別会計】



### 3 厚木市国民健康保険事業の概要

#### (1) 国民健康保険被保険者

【世帯数・被保険者数】

※年度末

年度	全 市		被 保 険 者		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者
	世帯	人	世帯	人	%	%
29	98,638	225,194	33,481	54,142	33.94	24.04
30	99,669	224,655	32,222	51,007	32.33	22.70
元	100,792	224,139	31,359	48,803	31.11	21.77
2	100,878	223,766	31,346	48,120	31.07	21.50
3	102,284	223,506	30,947	46,755	30.26	20.92

#### (2) 令和元・2・3年度歳出予算決算及び令和4年度歳出予算

(単位：千円)

29	当初歳出予算額	29,001,000
	歳出決算額	26,471,960
30	当初歳出予算額	23,908,000
	歳出決算額	23,337,944
元	当初歳出予算額	22,655,000
	歳出決算額	22,434,020
2	当初歳出予算額	21,777,000
	歳出決算額	20,962,323
3	当初歳出予算額	21,443,000
	歳出決算額	21,421,187
4	当初歳出予算額	21,957,000
	歳出決算額	—

## (3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

年度	法定	法定外	繰入金額計
29	1,509,456	511,236	2,020,692
30	1,465,223	900,000	2,365,223
元	1,438,172	582,527	2,020,699
2	1,414,853	222,017	1,636,871
3	1,411,851	0	1,411,851

## (4) 保険料

【1人当たり】

年度	現年分		被保険者数				年度平均	
	調定額 (円)	前年度比 (%)	年度平均 (人)	増減 (人)	年度末 (人)	増減 (人)	1人 当たり 調定額 (円)	増減 (円)
29	5,792,581,900	▲5.7	55,906	▲3,771	54,142	▲3,373	103,613	645
30	5,240,541,800	▲9.5	52,705	▲3,201	51,007	▲3,135	99,432	▲4,181
元	5,058,530,800	▲3.5	49,993	▲2,712	48,803	▲2,204	101,185	1,753
2	4,966,969,000	▲1.8	48,680	▲1,313	48,120	▲683	102,033	848
3	4,944,514,500	▲0.5	47,688	▲992	46,755	▲1,365	103,685	1,652

※年度平均は、n年度＝n年4月～n+1年3月。

【1世帯当たり】

年度	現年分		世帯数				年度平均	
	調定額 (円)	前年度比 (%)	年度平均 (世帯)	増減 (世帯)	年度末 (世帯)	増減 (世帯)	1世帯 当たり 調定額 (円)	増減 (円)
29	5,792,581,900	▲5.7	34,295	▲1,521	33,481	▲1,392	168,905	▲2,662
30	5,240,541,800	▲9.5	33,008	▲1,287	32,222	▲1,259	158,766	▲10,139
元	5,058,530,800	▲3.5	31,846	▲1,162	31,359	▲863	158,844	78
2	4,966,969,000	▲1.8	31,492	▲354	31,346	▲13	157,722	▲1,122
3	4,944,514,500	▲0.5	31,312	▲180	30,947	▲399	157,911	189

※年度平均は、n年度＝n年4月～n+1年3月。

(5) 医療費

年度	医療費 (円)	件数 (件)	前年度比 (医療費) (%)	1人当たり 医療費 (円)	前年度比 (1人当り医療費) (%)	被保険者数 (平均) (人)	前年度比 (%)
29	18,449,150,418	874,629	▲5.9	328,353	0.5	56,187	▲6.4
30	17,900,593,556	839,800	▲3.0	337,964	2.9	52,966	▲5.7
元	17,486,131,384	805,596	▲2.3	348,496	3.1	50,176	▲5.3
2	16,337,516,929	707,792	▲6.6	335,225	▲3.8	48,736	▲2.9
3	17,210,589,861	741,591	5.3	360,039	7.4	47,802	▲1.9

\* 医療費は10割（自己負担分含む）の年報記載額。

被保数平均は、n年度＝n年3月～n+1年2月。

## 令和3年度国民健康保険事業特別会計 決算額

翌年度繰越額	歳入超過額 △ 248,724,759	+	歳出不用額 405,794,192	=	157,069,433 円
--------	------------------------	---	----------------------	---	---------------

不納欠損額 45,354,206
---------------------

## (歳入)

(単位:円、%)

款	項	目	節	3年度				2年度 決算額	増減	対前年度 比
				予算現額	決算額	差引額	構成比			
05	国民健康保険料			4,784,514,000	4,927,748,182	143,234,182	22.8	4,960,347,243	△ 32,599,061	99.3
	05	国民健康保険料		4,784,514,000	4,927,748,182	143,234,182	22.8	4,960,347,243	△ 32,599,061	99.3
		05	一般被保険者国民健康保険料	4,784,472,000	4,927,748,182	143,276,182	22.8	4,960,296,553	△ 32,548,371	99.3
		10	退職被保険者等国民健康保険料	42,000	0	△ 42,000	0.0	50,690	△ 50,690	皆減
15	国庫支出金			21,658,000	17,486,000	△ 4,172,000	0.1	66,800,000	△ 49,314,000	26.2
	10	国庫補助金		21,658,000	17,486,000	△ 4,172,000	0.1	66,800,000	△ 49,314,000	26.2
		35	災害臨時特例補助金	21,658,000	17,315,000	△ 4,343,000	0.1	34,763,000	△ 17,448,000	49.8
		55	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	171,000	171,000	0.0	32,037,000	△ 31,866,000	0.5
25	県支出金			15,274,961,000	14,957,355,653	△ 317,605,347	69.3	14,226,009,441	731,346,212	105.1
	10	県負担金・補助金		15,274,961,000	14,957,355,653	△ 317,605,347	69.3	14,226,009,441	731,346,212	105.1
		05	保険給付費等交付金	15,274,961,000	14,957,355,653	△ 317,605,347	69.3	14,226,009,441	731,346,212	105.1
			05 保険給付費等交付金 (普通交付金)	14,919,611,000	14,615,176,653	△ 304,434,347	67.7	13,879,067,441	736,109,212	105.3
			10 保険給付費等交付金 (特別交付金)	355,350,000	342,179,000	△ 13,171,000	1.6	346,942,000	△ 4,763,000	98.6
35	財産収入			679,000	605,630	△ 73,370	0.0	408,679	196,951	148.2
40	繰入金			1,470,235,000	1,411,850,701	△ 58,384,299	6.6	1,636,870,650	△ 225,019,949	86.3
	05	他会計繰入金		1,457,120,000	1,411,850,701	△ 45,269,299	6.6	1,636,870,650	△ 225,019,949	86.3
		05	一般会計繰入金	1,457,120,000	1,411,850,701	△ 45,269,299	6.6	1,636,870,650	△ 225,019,949	86.3
			05 保険基盤安定繰入金	1,041,852,000	1,041,851,663	△ 337	4.8	1,010,313,268	31,538,395	103.1
			10 職員給与等繰入金	309,807,000	276,341,624	△ 33,465,376	1.3	293,390,910	△ 17,049,286	94.2
			13 出産育児一時金繰入金	53,200,000	41,397,333	△ 11,802,667	0.2	55,042,666	△ 13,645,333	75.2
			15 財政安定化支援事業繰入金	52,261,000	52,260,081	△ 919	0.3	56,106,806	△ 3,846,725	93.1
			20 その他一般会計繰入金	0	0	0	0.0	222,017,000	△ 222,017,000	皆減
	10	基金繰入金		13,115,000	0	△ 13,115,000	0.0	0	0	-
45	繰越金			180,417,250	180,417,658	408	0.8	154,874,460	25,543,198	116.5
50	諸収入			94,517,000	82,792,667	△ 11,724,333	0.4	97,430,414	△ 14,637,747	85.0
			<b>歳入合計</b>	21,826,981,250	21,578,256,491	△ 248,724,759	100.0	21,142,740,887	435,515,604	102.1

## (歳出)

(単位:円、%)

款	項	3年度				2年度 決算額	増減	対前年度 比		
		予算現額	決算額	差引額	構成比					
05	総務費	341,367,250	291,597,707	49,769,543	1.3	322,002,326	△ 30,404,619	90.6		
	05	総務管理費	301,325,250	260,844,886	40,480,364	1.2	291,473,593	△ 30,628,707	89.5	
	10	徴収費	39,662,000	30,578,021	9,083,979	0.1	30,297,733	280,288	100.9	
	15	運営協議会費	380,000	174,800	205,200	0.0	231,000	△ 56,200	75.7	
10	保険給付費	15,016,910,000	14,732,233,388	284,676,612	68.8	14,017,116,156	715,117,232	105.1		
	05	療養諸費	13,079,940,505	12,814,056,289	265,884,216	59.8	12,161,366,791	652,689,498	105.4	
	10	高額療養費	1,838,237,891	1,838,037,891	200,000	8.6	1,756,976,746	81,061,145	104.6	
	16	移送費	300,000	0	300,000	0.0	8,410	△ 8,410	皆減	
	18	出産育児諸費	79,846,000	61,585,013	18,260,987	0.3	82,664,209	△ 21,079,196	74.5	
	20	葬祭諸費	16,500,000	16,500,000	0	0.1	16,100,000	400,000	102.5	
	22	傷病手当諸費	2,085,604	2,054,195	31,409	0.0	0	2,054,195	皆増	
22	国民健康保険事業費納付金	6,188,475,000	6,188,472,695	2,305	28.9	6,380,214,818	△ 191,742,123	97.0		
	05	医療給付費分	4,053,766,000	4,053,765,440	560	18.9	4,287,390,723	△ 233,625,283	94.6	
	10	後期高齢者支援金等分	1,539,771,000	1,539,770,059	941	7.2	1,534,568,025	5,202,034	100.3	
	15	介護納付金分	594,938,000	594,937,196	804	2.8	558,256,070	36,681,126	106.6	
27	保健事業費	214,495,000	191,464,498	23,030,502	0.9	184,476,492	6,988,006	103.8		
	03	特定健康診査等事業費	134,691,000	120,839,079	13,851,921	0.6	117,503,683	3,335,396	102.8	
	05	保健事業費	79,804,000	70,625,419	9,178,581	0.3	66,972,809	3,652,610	105.5	
30	基金積立金	261,000	154,458	106,542	0.0	34,042,471	△ 33,888,013	0.5		
40	諸支出金	45,473,000	17,264,312	28,208,688	0.1	24,470,966	△ 7,206,654	70.6		
45	予備費	20,000,000	0	20,000,000	0.0	0	0	-		
			<b>歳出合計</b>	21,826,981,250	21,421,187,058	405,794,192	100.0	20,962,323,229	458,663,829	102.2

## 令和4年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算総括表

【歳入】

(単位：千円・%)

【歳出】

(単位：千円・%)

款	項	本年度	前年度	比較	対前年度比	構成率
	5 国民健康保険料	4,755,921	4,784,514	△ 28,593	99.4	21.7
25	県支出金	15,198,363	14,775,303	423,060	102.9	69.2
	10 県負担金・補助金	15,198,363	14,775,303	423,060	102.9	69.2
35	財産収入	484	679	△ 195	71.3	0.0
	5 財産運用収入	484	679	△ 195	71.3	0.0
40	繰入金	1,739,095	1,637,987	101,108	106.2	7.9
	5 他会計繰入金	1,389,809	1,439,809	△ 50,000	96.5	6.3
	10 基金繰入金	349,286	198,178	151,108	176.2	1.6
45	繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7
	5 繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7
50	諸収入	113,137	94,517	18,620	119.7	0.5
	5 延滞金、加算金及び過料	40,020	40,020	0	100.0	0.2
	10 市預金利子	26	39	△ 13	66.7	0.0
	15 雑入	73,091	54,458	18,633	134.2	0.3
歳入合計		21,957,000	21,443,000	514,000	102.4	100.0

款	項	本年度	前年度	比較	対前年度比	本年度の財源内訳				構成率
						特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	その他		
5	総務費	332,948	345,865	△ 12,917	96.3			11	332,937	1.5
	5 総務管理費	278,529	299,349	△ 20,820	93.0			5	278,524	1.3
	10 徴収費	53,975	46,136	7,839	117.0			6	53,969	0.2
	15 運営協議会費	444	380	64	116.8				444	0.0
10	保険給付費	14,995,726	14,627,410	368,316	102.5		14,887,216		108,510	68.3
	5 療養諸費	12,969,380	12,715,064	254,316	102.0		12,968,916		464	59.1
	10 高額療養費	1,918,000	1,804,700	113,300	106.3		1,918,000		0	8.7
	16 移送費	300	300	0	100.0		300		0	0.0
	18 出産育児諸費	90,346	90,346	0	100.0				90,346	0.4
	20 葬祭諸費	16,500	16,500	0	100.0				16,500	0.1
	22 傷病手当諸費	1,200	500	700	240.0				1,200	0.0
22	国民健康保険事業費納付金	6,369,780	6,188,475	181,305	102.9				6,369,780	29.0
	5 医療給付費分	4,281,882	4,053,766	228,116	105.6				4,281,882	19.5
	10 後期高齢者支援金等分	1,498,733	1,539,771	△ 41,038	97.3				1,498,733	6.8
	15 介護納付金分	589,165	594,938	△ 5,773	99.0				589,165	2.7
27	保健事業費	226,772	236,543	△ 9,771	95.9		45,815	19,679	161,278	1.0
	3 特定健康診査等事業費	137,430	146,739	△ 9,309	93.7		45,815	5,800	85,815	0.6
	5 保健事業費	89,342	89,804	△ 462	99.5			13,879	75,463	0.4
30	基金積立金	80	261	△ 181	30.7			80	0	0.0
	5 基金積立金	80	261	△ 181	30.7			80	0	0.0
40	諸支出金	21,694	24,446	△ 2,752	88.7				21,694	0.1
	5 償還金及び還付加算金	21,694	24,446	△ 2,752	88.7				21,694	0.1
45	予備費	10,000	20,000	△ 10,000	50.0				10,000	0.1
	5 予備費	10,000	20,000	△ 10,000	50.0				10,000	0.1
歳出合計		21,957,000	21,443,000	514,000	102.4	0	14,933,031	19,770	7,004,199	100.0

## ◆データヘルス計画とは

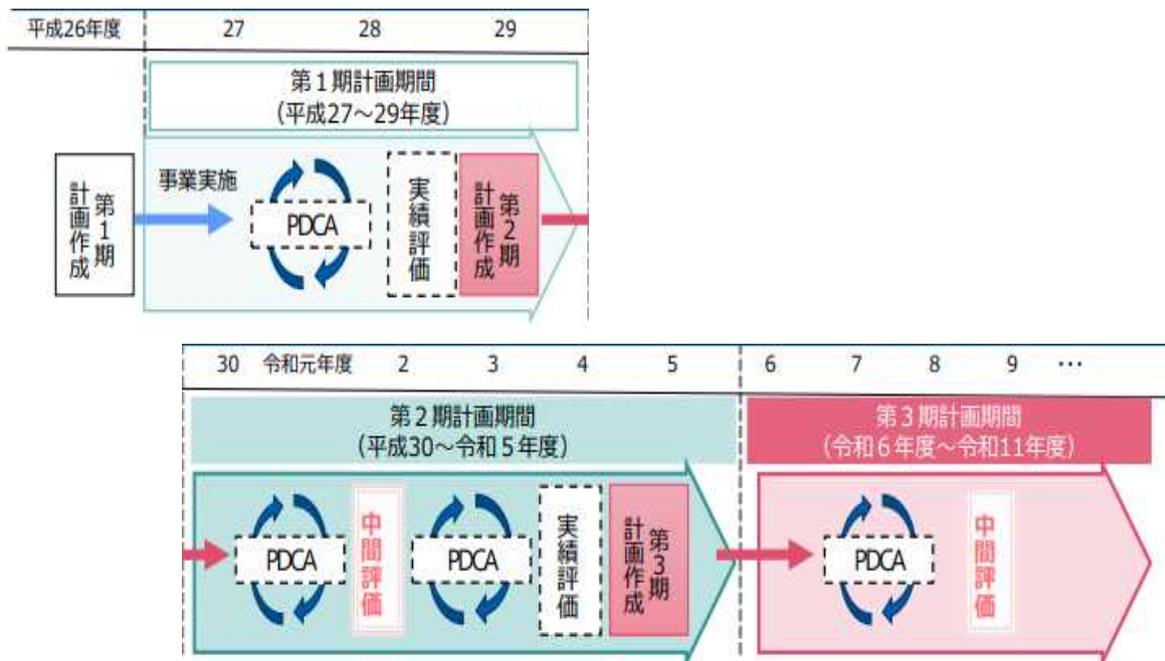
レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。

- ・「健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を同時に図ることが目的。
- ・平成 25 年に国が全健康保険組合に対し、計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求め、推進を図る。

## ◆データヘルス計画の実施事業

第2期データヘルス計画では、9つの事業を実施。（資料3-2参照）

## ◆データヘルス計画のスケジュール



厚生労働省ホームページより抜粋

No.	事業名	事業内容	実績	目標	結果	効果																																																										
1	特定健診受診勧奨事業	特定健診の受診率向上を目的に、医師会等との連携を図り、特定健診未受診者に対し受診勧奨通知及び電話勧奨等を実施する。	<p><b>【周知・啓発】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> <th>件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～</td> <td>窓口での国保加入手続きの際に特定健診及び人間ドック費用助成制度の案内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6/1</td> <td>広報あつぎに特集記事を掲載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>医療機関、公民館等に啓発品配付</td> <td>特定健診周知ティッシュ 10,000個</td> </tr> <tr> <td>9月～</td> <td>医療機関へ受診勧奨チラシ配付</td> <td>75か所</td> </tr> <tr> <td>10月～</td> <td>マイナポータルで特定健診情報が閲覧可能に</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>厚木市LINE公式アカウントより受診案内を配信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>厚木市農業協同組合、厚木市シルバー人材センター、地域包括支援センター等へ受診勧奨チラシ配付</td> <td>計1,190枚</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【キャンペーン等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> <th>件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/6～11/11</td> <td>依知北地区公民館まつり</td> <td>啓発物品 500部</td> </tr> <tr> <td>7/1</td> <td>特定・長寿健診について自治会回覧(7月1日号)</td> <td>8,000枚</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【受診勧奨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧奨ハガキ送付（受診歴等からセグメント分け）</li> <li>・ 未診療・未受診者電話勧奨</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>送付日</th> <th>内訳</th> <th>送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①7/7</td> <td>7パターン</td> <td>20,000通</td> </tr> <tr> <td>②10/27</td> <td>1パターン</td> <td>16,200通</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数</td> <td>36,200通</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>送付日</th> <th>内訳</th> <th>送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7月～</td> <td>40歳到達</td> <td>371件</td> </tr> <tr> <td>国保新規加入者</td> <td>1,308件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度健診を受けていたが令和2年うけていなかった人</td> <td>2,066件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総数</td> <td>3,745件</td> </tr> </tbody> </table>		実施内容	件数等	4月～	窓口での国保加入手続きの際に特定健診及び人間ドック費用助成制度の案内		6/1	広報あつぎに特集記事を掲載		6月	医療機関、公民館等に啓発品配付	特定健診周知ティッシュ 10,000個	9月～	医療機関へ受診勧奨チラシ配付	75か所	10月～	マイナポータルで特定健診情報が閲覧可能に		12月	厚木市LINE公式アカウントより受診案内を配信		1月	厚木市農業協同組合、厚木市シルバー人材センター、地域包括支援センター等へ受診勧奨チラシ配付	計1,190枚		実施内容	件数等	11/6～11/11	依知北地区公民館まつり	啓発物品 500部	7/1	特定・長寿健診について自治会回覧(7月1日号)	8,000枚	送付日	内訳	送付数	①7/7	7パターン	20,000通	②10/27	1パターン	16,200通	総数		36,200通	送付日	内訳	送付数	7月～	40歳到達	371件	国保新規加入者	1,308件	令和元年度健診を受けていたが令和2年うけていなかった人	2,066件	総数		3,745件	受診勧奨通知者の受診率 50%	受診勧奨通知者の受診率 34.9%	受診率 32.7%
	実施内容	件数等																																																														
4月～	窓口での国保加入手続きの際に特定健診及び人間ドック費用助成制度の案内																																																															
6/1	広報あつぎに特集記事を掲載																																																															
6月	医療機関、公民館等に啓発品配付	特定健診周知ティッシュ 10,000個																																																														
9月～	医療機関へ受診勧奨チラシ配付	75か所																																																														
10月～	マイナポータルで特定健診情報が閲覧可能に																																																															
12月	厚木市LINE公式アカウントより受診案内を配信																																																															
1月	厚木市農業協同組合、厚木市シルバー人材センター、地域包括支援センター等へ受診勧奨チラシ配付	計1,190枚																																																														
	実施内容	件数等																																																														
11/6～11/11	依知北地区公民館まつり	啓発物品 500部																																																														
7/1	特定・長寿健診について自治会回覧(7月1日号)	8,000枚																																																														
送付日	内訳	送付数																																																														
①7/7	7パターン	20,000通																																																														
②10/27	1パターン	16,200通																																																														
総数		36,200通																																																														
送付日	内訳	送付数																																																														
7月～	40歳到達	371件																																																														
	国保新規加入者	1,308件																																																														
	令和元年度健診を受けていたが令和2年うけていなかった人	2,066件																																																														
総数		3,745件																																																														
2	特定保健指導利用勧奨事業	特定保健指導の利用率・実施率向上を目的として、特定保健指導についての周知や未利用者に対する通知・電話等による利用勧奨を実施する。また、申し込み方法や支援方法の多様化を図り、対象者が利用しやすい環境づくりに努める。	<p><b>【周知・啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診と併せて医療機関へチラシ配布</li> </ul> <p><b>【利用勧奨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未利用者への利用勧奨通知 776件、電話 1,263件</li> </ul> <p><b>【保健指導の工夫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚木医師会と契約を締結し、特定健診等実施医療機関での特定保健指導実施開始</li> <li>・ 面接方法が対面とオンラインから選択可能</li> <li>・ 医療機関及び民間業者への委託と併せて市職員による直営での保健指導も実施</li> </ul>	メタボリックシンドローム該当者減少率 20%	前年度利用者のうち非該当者の割合 30%																																																											

No.	事業名	事業内容	実績	目標	結果	効果												
3	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病の重症化予防を目的に、厚木医師会加入の医療機関から対象者を特定し、専門職により個人に対し、6か月間の面談指導と電話指導を実施する。指導内容は、食事指導・運動指導・服薬管理等。	・31 医療機関の内、15 医療機関に通院中の患者 19 人に実施 【指導内容】生活習慣病面談指導 2 回、電話・手紙支援 6 回 ・2 年目フォロー 22 人、3 年目フォロー 28 人、4 年目フォロー 4 人、5 年目フォロー 1 人、6 年目フォロー 7 人	指導完了者の検査値維持改善率 50%	指導完了者の検査値改善率 HbA1c 69.2% eGFR 50.0%	HbA1c : 13 人中 9 人が改善 eGFR : 8 人中 4 人が改善 ※中途辞退者及び指導前後の検査値が不明の者を除く。												
4	生活習慣病治療中断者受診勧奨事業	生活習慣病治療中断者の減少を目的に、かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関の受診が確認できず、治療を中断している可能性のある対象者を特定し、通知等により受診勧奨を行う。	・治療中断者への受診勧奨（対象者 182 人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>勧奨方法</th> <th>件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知 (8/5)</td> <td>182 件</td> <td>効果測定時 171 人</td> </tr> <tr> <td>電話(9 月～)</td> <td>180 件</td> <td>電話勧奨 : 60 件、不通等 120 件、資格喪失等 : 11 件</td> </tr> </tbody> </table>	勧奨方法	件数	備考	通知 (8/5)	182 件	効果測定時 171 人	電話(9 月～)	180 件	電話勧奨 : 60 件、不通等 120 件、資格喪失等 : 11 件	対象者の医療機関受診率 53% 前年度対象者のうち、非該当者割合 30%	対象者の医療機関受診率 57.9%	対象者 171 人中 99 人受診 (57.9%)			
勧奨方法	件数	備考																
通知 (8/5)	182 件	効果測定時 171 人																
電話(9 月～)	180 件	電話勧奨 : 60 件、不通等 120 件、資格喪失等 : 11 件																
5	健診異常値放置者受診勧奨事業	特定健診の受診後、その結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関での受診をせず放置している方の減少を目的に、医療機関の受診が確認できない対象者を特定し、通知等により受診勧奨を行う。	・異常値放置者への受診勧奨（対象者 716 人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>勧奨方法</th> <th>件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知 (8/30)</td> <td>718 件</td> <td>効果測定時 708 人</td> </tr> <tr> <td>電話(10 月～)</td> <td>718 件</td> <td>電話勧奨 : 344 件、不通等 374 件</td> </tr> </tbody> </table>	勧奨方法	件数	備考	通知 (8/30)	718 件	効果測定時 708 人	電話(10 月～)	718 件	電話勧奨 : 344 件、不通等 374 件	対象者の医療機関受診率 18% 前年度対象者のうち、非該当者割合 30%	対象者の医療機関受診率 16.7%	対象者 708 人中 118 人受診 (16.7%)			
勧奨方法	件数	備考																
通知 (8/30)	718 件	効果測定時 708 人																
電話(10 月～)	718 件	電話勧奨 : 344 件、不通等 374 件																
6	ヘルスアップ事業	生活習慣病の発症予防を目的に、自己の健康管理を見直す機会を提供するための健康教室を開催する。	(1) ヘルスアップ事業講演会 3/5 加藤英明先生講演会 : 165 組 3/16 原晋監督講演会 : 298 組 (2) 健康支援プログラム 10/14 「からだをつくる「健康長寿の秘訣！」 : 17 人 10/22 「脳トレリズム体操」 : 20 人 10/26 「みんなでダイヤモンド」 : 18 人	健康意識が改善した受講者 88% 受講者の生活習慣病等の認知率 80%	受講者の健康意識改善した 87.6%	参加者アンケート結果からの意識改善率 (1) 回答 153 件中 140 件改善 (91.5%) (2) 65 人中 51 人改善 (78.5%)												
7	ロコモティブシンドローム予防事業	ロコモティブシンドロームの発症予防を目的に、自己の健康管理を見直すための機会を提供するため、運動教室等を開催する。また、ロコモティブシンドロームを周知することで、認知率を向上し、発症の予防を促す。	・ロコモ測定会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7/28</td> <td>28 人</td> </tr> <tr> <td>10/25</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>10/27</td> <td>18 人</td> </tr> <tr> <td>11/22</td> <td>13 人</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	参加者数	7/28	28 人	10/25	11 人	10/27	18 人	11/22	13 人	健康意識が改善した人の割合 88%	健康意識が改善した受講者 87.1%	参加者アンケート結果からの意識改善率 70 人中 61 人改善 (87.1%)		
実施日	参加者数																	
7/28	28 人																	
10/25	11 人																	
10/27	18 人																	
11/22	13 人																	
8	受診行動適正化事業（重複服薬）	重複服薬者の減少を目的にレセプトデータから、医療機関への不適切な受診が確認できる対象者を特定し、適正な医療機関へのかかり方について通知を行う。	・対象者に対し、通知を送付。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 対象者（向精神薬除く）8 人</td> <td>10/19</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>(2) 向精神薬対象者 18 人</td> <td>年 12 回</td> <td>60 件</td> </tr> </tbody> </table>		通知	件数	(1) 対象者（向精神薬除く）8 人	10/19	8 件	(2) 向精神薬対象者 18 人	年 12 回	60 件	指導完了者の受診行動適正化 60% 前年度対象者のうち、非該当者割合 15%	指導完了者の受診行動適正化 85.7% 前年度対象者のうち、非該当者割合 63.2%	(1) 指導完了者 7 人中 6 人行動変容有 (85.7%) (2) 前年度対象者 19 人のうち、非該当者 12 人 (63.2%)			
	通知	件数																
(1) 対象者（向精神薬除く）8 人	10/19	8 件																
(2) 向精神薬対象者 18 人	年 12 回	60 件																
9	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の普及率向上を目的に、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が 100 円以上の対象者を特定し、対象者に通知書を送付する。また、ジェネリック医薬品希望カードの配布を実施する。	・被保険者証の更新時等にカードを同封 ・100 円以上の差額発生者にジェネリック差額通知を送付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>送付日</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回目 (6/30)</td> <td>2,851 件</td> </tr> <tr> <td>2 回目 (7/30)</td> <td>1,424 件</td> </tr> <tr> <td>3 回目 (8/30)</td> <td>815 件</td> </tr> <tr> <td>4 回目 (9/30)</td> <td>335 件</td> </tr> <tr> <td>5 回目 (10/29)</td> <td>321 件</td> </tr> </tbody> </table>	送付日	件数	1 回目 (6/30)	2,851 件	2 回目 (7/30)	1,424 件	3 回目 (8/30)	815 件	4 回目 (9/30)	335 件	5 回目 (10/29)	321 件	対象者のジェネリック医薬品普及率（数量ベース）80%	対象者のジェネリック医薬品普及率（数量ベース）74.6%	ジェネリック医薬品普及率（数量ベース） R3.12 月普及率 74.95%
送付日	件数																	
1 回目 (6/30)	2,851 件																	
2 回目 (7/30)	1,424 件																	
3 回目 (8/30)	815 件																	
4 回目 (9/30)	335 件																	
5 回目 (10/29)	321 件																	